

チャイルドほーむ熱田園 運営規程

(施設の目的)

第1条 チャイルドほーむ熱田園（以下、「本事業所」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及びなごや子ども条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 本事業所は、利用する乳児及び幼児（以下、「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めるものとする。

- 2 本事業所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、事業所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 3 本事業所は、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 4 本事業所の保育士は、本事業所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、利用乳幼児を保育するとともに、利用乳幼児の保護者に対する保育に関する指導を行うものとする。
- 5 本事業所は、名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第58号）、名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第59号）及びその他関係法令等を遵守し、保育を実施するものとする。

(事業の名称等)

第3条 事業の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 チャイルドほーむ熱田園
- (2) 所在地 名古屋市熱田区六野一丁目2番24号 ベレーサ熱田203号室

(提供する保育等の内容)

第4条 本事業所は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、利用乳幼児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育その他の便宜の提供を適切に行うものとする。

- (1) 保育の提供
- (2) 給食の提供（提供事業所のみ。）
- (3) その他保育にかかる行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 本事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

<小規模保育事業A型>

(1) 事業所長 1名(常勤職員)

事業所長は、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(2) 保育士 7名(常勤職員5名、非常勤職員2名)

保育士は、本事業所における乳児及び幼児の保育業務を行う。

(3) 調理員 1名(常勤職員1名)

調理員は、本事業所における調理業務を行う。

(4) その他、必要に応じて職員を配置することとする。

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「国民の祝日」という。)及び12月29日から1月3日までを除く。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定にかかる保育時間は、7時30分から18時30分までの範囲内で、利用乳幼児の保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定にかかる保育時間は、8時30分から16時30分までの範囲内で、利用乳幼児の保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで及び16時30分から18時30分までの範囲内で、短時間延長保育を提供する。

(利用者負担額等の受領)

第8条 本事業所は、保育を提供した際は、利用乳幼児の保護者から当該保育にかかる利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 本事業所は、前項の支払を受ける額のほか、別表に掲げる保育において提供される便宜に要する費用及び保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の支払を利用乳幼児の保護者から受けることができるものとする。

3 本事業所は、前2項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収証を当該費用の額を支払った利用乳幼児の保護者に対し交付するものとする。

4 本事業所は、第2項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに利用乳幼児の保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、

利用乳幼児の保護者に対して説明を行い、同意を得るものとする。

(利用定員)

第9条 本事業所の利用定員は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおりとする。

- (1) 法第19条第1項第3号の子どものうち、満1歳以上の子ども 16人
- (2) 法第19条第1項第3号の子どものうち、満1歳未満の子ども 3人

(保育の利用の開始、終了に関する事項)

第10条 支給認定を受けた保護者で、現に監護している乳児・幼児について保育の利用をしようとするものは、保育利用申込書を当該保護者の住所地を所管区域とする社会福祉事務所の長（以下「事務所長」という。）に提出するものとする。

2 保育の利用の申込みがあった乳児・幼児の数が事業所の定員を超える場合にあっては、事務所長が名古屋市長が定める基準により調整を行うものとする。

3 利用乳幼児が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用乳幼児にかかる保育の提供を終了することとする。

- (1) 利用乳幼児が満3歳に到達して最初の3月31日を迎えたとき
- (2) 利用乳幼児の保護者が、法第19条第2号及び第3号に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) 前号のほか、本事業所の利用を継続することが困難な事由があるとき。

(利用の申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第11条 本事業所は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由が無ければ、これを拒まないものとする。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第12条 本事業所は法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力するものとする。

(緊急時等の対応方法)

第13条 本事業所の職員は、現に保育の提供を行っているときに利用乳幼児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用乳幼児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 本事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2 本事業所は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月 1 回は避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

3 本事業所は、非常災害に備え、利用乳幼児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めるものとする。

(防犯及び事故防止)

第 15 条 本事業所は、利用乳幼児の安全を確保するため、防犯及び事故防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 16 条 本事業所は、利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情解決)

第 17 条 本事業所は、その提供した保育に関する利用乳幼児又は利用乳幼児の保護者その他の当該利用乳幼児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

(記録の整備)

第 18 条 本事業所は、利用乳幼児に対する保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 保育の提供に当たっての計画
- (2) 提供した保育にかかる必要な事項の提供の記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 19 条に規定する市町村への通知にかかる記録
- (4) 利用乳幼児の保護者等からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第 19 条 本事業所は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋

屋市条例第 19 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利することとならないようにするものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

【別 表】

1 短時間延長保育にかかる利用者負担

短時間 延長	事業の 運営費	1 時間	生活保護世帯及び当該年度分（1 月から 8 月までにあつては前年度分）市町村民税が非課税の世帯に属する子ども 日額 0 円
		2 時間 3 時間	当該年度分（1 月から 8 月までにあつては前年度分）市町村民税が均等割のみもしくは所得割額 40,800 円未満の世帯に属する子ども 日額 100 円
		当該年度分（1 月から 8 月までにあつては前年度分）市町村民税が所得割額 40,800 円以上の世帯に属する子ども 日額 200 円	